

NO.94 年金受給者だよりに関するQ&A

令和 2 年 6 月

地方職員共済組合

目 次

1 令和2年4月からの年金額の改定について

- 問1 4月からの年金額は、3月までに比べ0.2%の増額改定が行われたそうですが、どのような仕組みでそのようになったのですか。…………… 1
- 問2 年金額が「0.2%の増額改定」と年金受給者だよりに書いてあったので、改定前の年金額に0.2%分を上乗せして計算してみましたが、改定後の年金額と一致しません。なぜですか。…………… 2
- 問3 私の年金は下がっているのですが、なぜですか。…………… 4
- 問4 マクロ経済スライドとは、どういうものですか。…………… 6

2 「年金額改定通知書」の見方について

- 問5 「年金額改定通知書」の各項目について、教えてください。…………… 7
- 問6 「年金額改定通知書」が2枚届きましたが、これはどういうものですか。
…………… 10
- 問7 私は2級の身体障害者手帳を持っていますが、年金額改定通知書の障害等級は空欄になっています。なぜですか。…………… 11
- (更問) 私は現在67歳で、最近障害の状態になり、身体障害者手帳で2級に該当することになりましたが、障害年金は請求できますか。…………… 11

3 「年金支払通知書」の見方について

- 問8 これまで共済年金を受給していたのですが、今回送られてきた「年金支払通知書」は「厚生年金・共済年金」欄に額が表示されています。今までもらっていた年金と違いはあるのですか。…………… 12
- 問9 今回振り込まれる額は「年金支払通知書」のどの欄に記載されているのですか。…………… 13
- 問10 「年金支払通知書」の「2月期見込額」欄に表示されている額は、今後支払われる年金額の2か月分ということですか。…………… 13
- 問11 住所の変更(転居・住居表示変更を含む。)をしましたが、「年金支払通知書」の住所が旧住所となっています。何か手続きが必要ですか。…………… 13

4 再就職している皆様へ

問 12 再就職先の給料が4月から大幅に減額になりましたが、支給年金額がほとんど増えていないのはなぜですか。また、何か手続きは必要ですか。…… 15

問 13 現在、私は再就職しているため、年金の支給が停止されています。近々退職する予定ですが、年金の支給を再開してもらうために何か手続きは必要ですか。…… 16

5 雇用保険の基本手当等を受けられる皆様へ

問 14 基本手当を受ける場合、年金が支給停止となると聞きましたが、どのくらい停止されるのですか。…… 17

問 15 基本手当の額は少額なのですが、それでも年金は支給停止になりますか。…… 17

問 16 現在、65歳以上ですが、基本手当を受けると、年金が支給停止となりますか。…… 18

問 17 64歳で再就職先を退職しましたが、基本手当と年金を同時に受ける方法はないですか。…… 18

問 18 高年齢雇用継続給付を受ける場合、年金の支給停止に該当しますか。… 19

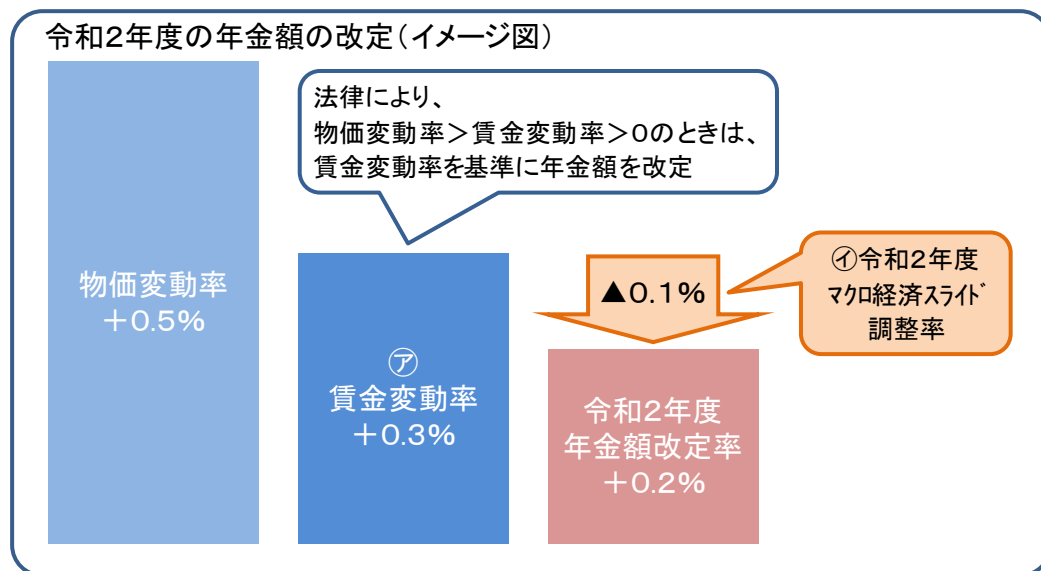
1 令和2年4月からの年金額の改定について

問1 4月からの年金額は、3月までに比べ0.2%の増額改定が行われたそうですが、どのような仕組みでそのようになったのですか。

答

年金額の改定は、物価と賃金がプラスとなり、物価より賃金の伸び率が低い場合は、賃金の伸び率で改定されますので、令和2年度は、賃金の伸び率（0.3%）をもとに年金額が改定されることになりました。

ただし、今年度のマクロ経済スライドによる調整分（▲0.1%）が年金の改定率から調整されますので、最終的に、年金額の改定は、0.2%の引上げとなりました。



問2 年金額が「0.2%の増額改定」と年金受給者だよりに書いてあったので、改定前の年金額に0.2%分を上乗せして計算してみましたが、改定後の年金額と一致しません。なぜですか。

答

年金額の「昨年度から0.2%の引上げ」とは、「報酬比例部分」（又は厚生年金相当部分）という一部分の計算過程で用いられる改定率が、前年度よりもプラス0.2%増加したことを表しています。

また、年金額は、「報酬比例部分」（又は厚生年金相当部分）のほかにも、「加給年金額」や「中高齢寡婦加算」などの定額を加算する部分もありますし、さらに、年金額を最終的に裁定する際には、計算の過程で発生した端数の端数処理を行っています。

そのため、今年度の年金額は、皆様のお手元にある昨年度の「年金額改定通知書」の年金額全体に対して、0.2%分の額を直ちに上乗せするわけではありません。

実際の計算式のとおりご案内しますと、複雑で年金受給者の皆様のご理解が得られにくいことから、当共済組合では、年金額が「昨年度から0.2%の引上げ」と案内をさせていただいております。

(参考)

現在の年金額の計算式は、給料の額（平均標準報酬額）を年金支給する年度ごとに再評価して年金を改定しますが、大半の方は、現在の年金計算式に改正される前（過去の年金の計算式のとき）の年金額の方が高くなっています。

共済組合では、年金の「報酬比例部分」（又は厚生年金相当部分）の計算に当たって、以下の①及び②の計算をともに行っていますが、年金額の裁定に当たっては、計算の結果、①又は②のいずれか高い方の額を使います。

【①現在の年金制度の報酬比例部分の計算式】

報酬比例部分（又は厚生年金相当部分）

$$= \text{平均標準報酬額（当年度の再評価後の額）} \times \text{給付乗率（※1）} \\ \times \text{被保険者期間月数}$$

※1 … 現在の年金の計算式では、年金額を本来あるべき水準に適正化するために、給付乗率を過去の年金の計算式よりも5%適正化(低減)しています。

【②過去の年金の計算式（平成12年改正前の水準による保障額）】

報酬比例部分（又は厚生年金相当部分）

$$= \text{平均標準報酬額（平成6年再評価後）} \times \text{給付乗率（給付乗率適正化前）} \\ \times \text{被保険者期間月数} \times \boxed{\text{改定率（※2）}}$$

※2 … 令和2年度の改定率の変更(改定率が前年度よりもプラス0.2%増加)

昭和13年4月2日以降に生まれた方…0.998 から 1.000 に変更

昭和13年4月1日以前に生まれた方…1.000 から 1.002 に変更

このように、大半の年金受給者の皆様の年金額の計算の基になっている過去の年金計算式において、物価や賃金をもとにした改定率が計算に使われています。

問3 私の年金は下がっているのですが、なぜですか。

答

年金に加算されていた各種の「加算額」が年齢到達により加算されなくなった場合や、再就職先の標準報酬月額の変動により、年金の停止額が増額される場合など、それぞれの方の事情により、年金が減額となる場合があります。

(参考)

(1) 決定年金額が減額となる主な事由

ア 加給年金額対象者である配偶者又は子の年齢到達に伴い、加給年金額の加算がなくなる場合

令和2年3月又は4月に配偶者が65歳に到達した場合又は子が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した場合は、その翌月から加給年金額の加算がなくなります。

イ 遺族共済年金(遺族厚生年金)受給者が65歳に到達し、中高齢寡婦加算が経過期的寡婦加算に切り替わる場合

遺族共済年金(遺族厚生年金)受給者が65歳に到達した場合、自身の国民年金の老齢基礎年金も受給できることとなるため、遺族共済年金に加算されていた中高齢寡婦加算が経過期的寡婦加算に切り替わり、加算額が減額となります。

なお、経過期的寡婦加算の額は、妻の生年月日に応じて定められており、令和2年6月支給期に65歳に到達される方の生年月日、中高齢寡婦加算から経過期的寡婦加算への切り替わり時期及び切り替え後の額は、次表のようになります。

生年月日	令和2年 4月支給	令和2年6月支給	
	3月分まで	4月分から	5月分から
昭和30年3月2日 ～4月1日	585,100円 (a)	39,110円 (b)	39,110円 (b)
昭和30年4月2日 ～5月1日	585,100円 (a)	586,300円 (a)	19,568円 (b)

(a) …65歳未満の中高年齢寡婦加算、(b) …65歳到達による経過期的寡婦加算

(2) 停止額の変更により支給年金額が減額となる主な事由

ア 加給年金額対象者が自身の年金を受給することとなる場合

加給年金額対象者である配偶者が自身の年金(被用者年金制度に 20 年以上(20 年以上とみなされる場合を含む) 加入したもの又は障害を事由とする年金)を受給することとなった場合は、加給年金額の加算が停止となり、支給年金額が減額となります。

イ 厚生年金保険の標準報酬月額の変更による場合

現在加入されている厚生年金保険の標準報酬月額が増額改定されますと、再就職に伴う年金の一部支給停止額が増額されます。

9 月の定時決定とは別に、基本給等の固定給が大幅に変動した場合、変動した月から 3 か月間の報酬の平均を標準報酬月額の等級(1～31 等級)に当てはめた結果、従前より 2 等級以上変動していれば、4 か月目から標準報酬月額が改定される特例(随時改定)があります。

例えば、1 月に再就職先の給料が増額となった場合、1～3 月分の報酬の平均による標準報酬月額の等級が 2 等級以上変動していれば、4 月から標準報酬月額が改定されることとなります。

なお、年金の一部支給停止は、標準報酬月額が改定された月分から変更されることとなります。

そのため、4 月に改定となった標準報酬月額は 4 月分からの一部支給停止額の計算に影響し、4 及び 5 月分の年金が支払われる 6 月期から変更されることとなります。

(3) 保険料等の特別徴収に係る変更により支給額が減額となる場合

年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料(又は国民健康保険料)、個人住民税が特別徴収される場合がありますが、これは個々の受給者の方の状況により、お住まいの市区町村が決定しているものです。

徴収の有無や徴収額の変更に伴い、支給年金額が減額となる場合もありますが、保険料等の徴収に係ることについては、お住まいの市区町村の担当課の窓口へお問い合わせ願います。

また、令和 2 年 6 月支給期は年金友の会の団体傷害保険に加入している方の保険料が支給額から控除されます。その保険料については、年金友の会(0120-033-833)へお問い合わせ願います。

問4 マクロ経済スライドとは、どのようなものですか。

答

マクロ経済スライドとは、年金制度の運営を長期的な視野で考えて、将来世代の年金の給付水準を確保し、将来まで、制度を安定運営できるように、これからの平均余命の伸びによる年金給付費の増加と公的年金制度を支える現役世代の人数の減少という、「給付」と「負担」の変動のバランスをとりながら、年金給付水準を自動的に調整する制度です。この調整率が令和2年度は▲0.1%となりました。

この調整は、概ね100年間の財政均衡期間を設け、この期間で給付と負担の均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金財政が安定する見通しが立つまでの間、調整期間を定め、行われることになっています。

2 「年金額改定通知書」の見方について

問5 「年金額改定通知書」の各項目について、教えてください。

答

各項目の説明と主な改定・変更事由は、以下のとおりです。

年金額改定通知書

① 年金の種類

退職共済年金

② 基礎年金番号

1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0

年金コード

1 1 7 0

③ 年金証書記号番号

第 8 5 9 4 - 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 号

受給権者の氏名

年金 一郎

受給権者の生年月日

昭和 x x 年 x x 月 x x 日

④ 障害等級

級 号

次回診断書提出年月

年 月

⑤ 決定年金額（年額）

x , x x x , x x x 円

年金額の内訳

⑥ 報酬比例部分の額・厚生年金相当部分の額

x , x x x , x x x 円

⑦ 内訳・中間額 国・地共済厚年

(円)

一般厚年

(円)

私学共済厚年

(円)

⑧ 職域年金相当部分の額

x x x , x x x 円

⑨ 定額・経過的加算額

x x , x x x 円

⑩ 加給年金額・加算額

x x x , x x x 円

⑪ 長の特例加算額

円

⑫ 繰下げ加算額

円

⑬ 支給停止額（年額）

x x x , x x x 円

⑭ 支給年金額（年額）

x , x x x , x x x 円

⑮ 改定事由

給料再評価

変更事由

⑮ 令和 2年 4月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。

<各項目の説明>

項 目 名	説 明
① 年金の種類	地方職員共済組合の複数の年金（厚生年金、経過的職域加算額等）の受給権を有している場合は、改定があった年金の種類ごとの「年金額改定通知書」が送付されます。
② 基礎年金番号／年金コード	日本年金機構から付番されている基礎年金番号と年金コードです。
③ 年金証書記号番号	地方職員共済組合が付番している年金証書記号番号です。お問い合わせの際は、この年金証書記号番号をお手元にご用意ください。 なお、平成 27 年 10 月の被用者年金制度の一元化後においては、従来表示していた 15 桁目の管理用の番号は表示せず 14 桁としております。
④ 障害等級／次回診断書提出年月	障害年金の受給者の方の障害等級と、次回診断書をご提出いただく年月です。（※） この欄は、地方職員共済組合が支給する障害年金の等級のみが記載され、障害者手帳の等級は記載されません。また、障害者手帳等を有していても、障害年金に該当するということではありませんので、ご注意ください。
⑤ 決定年金額（年額）	改定後の年金額（年額）です。

7

項 目 名	説 明
⑥ 報酬比例部分の額・厚生年金相当部分の額	年金額のうち、公務員だった間の報酬等に応じて計算される金額です。 なお、昭和 61 年 3 月以前に権利が発生した年金等については、⑥～⑫の年金額の内訳欄は、記載されない場合があります。
⑦ 内訳・中間額	障害厚生年金または遺族厚生年金の受給者の方で、他の実施機関に係る厚生年金加入期間を取りまとめて当組合がお支払いしている場合は、報酬比例部分の内訳額が記載されます。
⑧ 職域年金相当部分の額	平成 27 年 9 月以前の制度により、公務員の方の職務の特殊性に鑑みて、報酬比例部分に上乗せされる金額です。
⑨ 定額・経過的加算額	65 歳未満の老齢厚生年金（退職共済年金）の受給者（各種特例の適用者等）について、基礎年金相当額として加算される金額です。 65 歳以上の方は、加算額から基礎年金相当額を控除した額です。
⑩ 加給年金額・加算額	老齢年金又は障害年金の方は加給年金額が、遺族年金の方は寡婦加算額が記載されます（加算の対象である場合に限ります。）。
⑪ 長の特例加算額	地方公共団体の長（都道府県知事、市町村長）の期間が 12 年以上ある方に対する加算額です。
⑫ 繰下げ加算額	65 歳以降、老齢厚生年金（退職共済年金）の支給を繰り下げて受給している方への加算額です。
⑬ 支給停止額（年額）	決定年金額のうち、支給停止となっている金額（年額）が記載されます。
⑭ 支給年金額（年額）	⑤「決定年金額（年額）」から⑬「支給停止額」を差し引いた支給年金額（年額）が記載されます。 なお、実際に支給される額は、所得税、介護保険料及び住民税等が控除されます。
⑮ 改定事由 変更事由 （※）	年金額が改定又は支給停止額が変更となった場合にその理由が記載されます。 なお、「給料の再評価」とは、令和 2 年 6 月の年金受給者だより 2～3 頁で説明している物価変動等に合わせて行う改定のことを指しております。
⑯ 令和××年××月分から上記のとおり年金額を改定～	年金額が改定となった年月です。 4 月から改定となった場合の 6 月期の支給額は、【4 月の⑭「支給年金額」×2/12】となります。 なお、奇数月から改定となった場合の直後の支給額は、【改定後の⑭「支給年金額」×1/12】と【改定前の⑭「支給年金額」×1/12】の合計額になります。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、次回診断書提出年月が令和 2 年 2 月から令和 3 年 2 月までの方は、提出期限がそれぞれ 1 年間延長されています。

<主な改定・変更事由>

項目		内容
改定	給料再評価	物価や賃金の変動等に合わせて行う改定
	退職改定	在職中に年金受給者となった方の退職に伴い、算定の基礎期間を退職した日の翌日の属する月の前月までの被保険者期間とする改定
	加給年金	加給年金額加算対象者が65歳到達等の失権事由に該当した場合に行う改定
	中高齢寡婦	遺族給付受給者が65歳に到達し、中高齢寡婦加算が経過的寡婦加算に切り替わる場合に行う改定
	遺族見直し	平成19年4月1日以降65歳以上の者に配偶者死亡による遺族給付が発生した場合、もしくは同日以降、配偶者死亡による遺族給付受給者が65歳に到達した場合に行う改定
支給	所得停止	厚生年金の被保険者となり、標準報酬額等と年金額の合計額が一定の要件を超えた場合に行う年金の(一部)支給停止
	停止解除	「所得停止」に該当していた年金の(一部)支給停止の解除
	在職停止	当共済組合員である間の年金の全額支給停止 ①標準報酬額等と年金額の合計額が一定の要件を超えた場合 ②退職共済年金（経過的職域）の場合は要件なし
	在職支給	当共済組合員である間に標準報酬額等と年金額の合計額が一定の要件を超え、算定上全額支給停止とならなかった場合に行う年金の一部支給
	加給停止	加給年金額加算対象者が年金受給等の支給停止事由に該当した場合に行う加給年金額の支給停止
	併給調整	他の年金の受給を選択された場合に行う年金の支給停止
	遺族調整	老齢給付との調整に伴う遺族給付の年金の(一部)支給停止

問 6 「年金額改定通知書」が2枚届きましたが、これはどういうものですか。

年金額改定通知書

年金の種類 遺族厚生年金

基礎年金番号 年金コード 1430

年金証書記号番号 第 号

受給権者の氏名

受給権者の生年月日 昭和 30年 1月 13日

障害等級 級 号 次回診断書提出年月 年 月

この決定に関し不服があるときは、行政不服審査法により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、地方職員共済組合審査会あてに審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に地方職員共済組合を被告として行政事件訴訟法による取消訴訟を提起することができます。

※年金額改定の制度に対する不服は、審査請求の対象になりません。

年金額改定通知書

年金の種類 公務外遺族共済年金（経過的職域）

基礎年金番号 年金コード 1470

年金証書記号番号 第 号

受給権者の氏名

受給権者の生年月日 昭和 30年 1月 13日

障害等級 級 号 次回診断書提出年月 年 月

この決定に関し不服があるときは、行政不服審査法により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、地方職員共済組合審査会あてに審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に地方職員共済組合を被告として行政事件訴訟法による取消訴訟を提起することができます。

※年金額改定の制度に対する不服は、審査請求の対象になりません。

答

届いた年金額改定通知書のうち、1枚は「〇〇厚生年金」と、もう一枚は「〇〇共済年金（経過的職域）」と記載があると思います。

厚生年金は、民間企業でお勤めの方と同じように計算された年金であり、経過的職域加算額は、平成27年10月1日に施行された被用者年金一元化法により廃止された公務員共済制度独自の職域年金相当部分を保障するものです。

これらの年金は、年金の種類が異なるため、年金額改定通知書も2枚に分けて送付されます。

問 7 私は2級の身体障害者手帳を持っていますが、年金額改定通知書の障害等級は空欄になっています。なぜですか。

答

年金額改定通知書の障害等級は、当組合の障害年金の受給権を有している方の障害等級について記載しているもので、身体障害者手帳の障害等級を記載しているものではありません。

更問 私は現在 67 歳で、最近障害の状態になり、身体障害者手帳で2級に該当することになりましたが、障害年金は請求できますか。

答

身体障害者手帳の障害等級と年金の障害等級は、必ずしも一致するものではありませんので、身体障害者手帳を持っているから障害年金を受給できるとは限りません。

当組合で支給できる障害年金は、組合員期間内に初診日があり、初診日から1年6か月後の障害認定日に、国民年金法もしくは厚生年金保険法で定める障害等級に該当していなければなりません。また、障害認定日に障害等級に該当しなくても、65歳の誕生日の前々日まで又は国民年金の老齢基礎年金を受給するまでのどちらか早い方までに障害の状態が重くなった場合には、障害年金を請求することができます。

3 「年金支払通知書」の見方について

年金支払通知書

年金証書記号番号

①	振込先		振込先		振込先	
	厚生年金・共済年金	支払明細 (円)	共済年金(経過的職域)	支払明細 (円)	年金払い退職等給付	支払明細 (円)
②	支 当期支給額	180,824	支 当期支給額	36,156	支 当期支給額	
	支 支給差額		支 支給差額		支 支給差額	
	一時金返還額		一時金返還額			
③	差引支給額(A)	180,824	差引支給額(A)	36,156	差引支給額(A)	
	所得税	1786	所得税	357		
④	計 (B)	1786	計 (B)	357	計 (B)	
⑤	差引支払額(A)-(B)+(C)	179,038	差引支払額(A)-(B)+(C)	35,799	差引支払額(A)-(B)+(C)	問9
	2月期見込額	180,827	2月期見込額	36,159		問10
⑥	備考					

令和02年04月支給期以降、上記のとおり支払いますので、お知らせします。

令和2年4月7日 地方職員共済組合

問8 これまで共済年金を受給していたのですが、今回送られてきた「年金支払通知書」は「厚生年金・共済年金」欄に額が表示されています。今までもらっていた年金と違いはあるのですか。

答

今までもらっていた年金と違いはありません。

平成27年10月以降に年金受給権が発生している方の場合、「厚生年金・共済年金」欄に老齢厚生年金、遺族厚生年金または障害厚生年金の支給額（報酬比例部分、その他加給年金額、経過的加算額、中高齢寡婦加算額、定額部分の加算がある場合は当該額の支給額も含みます。）が表示されています。

また、平成27年9月以前に年金受給権が発生している方の場合、「厚生年金・共済年金」欄に共済年金の支給額が表示されています。

問 9 今回振り込まれる額は「年金支払通知書」のどの欄に記載されているのですか。

答

「年金支払通知書」の下の方にある「差引支払額（ $A-B+C$ ）」欄に記載されています。

また、「差引支払額（ $A-B+C$ ）」欄が3つ（左欄・中欄・右欄のそれぞれ一番下）ありますが、記載額の合計額が今回振り込まれます。

なお、次回支給期以降、支払額に変更がない場合は年金支払通知書は送付されず、「差引支払額（ $A-B+C$ ）」欄の合計額（今回振り込まれた額）が振り込まれます。

問 10 「年金支払通知書」の「2月期見込額」欄に表示されている額は、今後支払われる年金額の2か月分ということですか。

答

今後支払われる年金額の2か月分ではありません。令和3年2月に支給される年金の見込額を表示しています。

2月期に支給される年金額には、4月期から12月期までの各支給期の支給額を算定（年金額の $1/6$ ）する際に切り捨てた円位未満の端数分が上乘せされるため、その見込額を表示しています。

これは、所得税等の控除を行う前のものであり、「年金支払通知書」でいうと「差引支給額 A 」欄に当たる額となります。

問 11 住所の変更（転居・住居表示変更を含む。）をしましたが、「年金支払通知書」の住所が旧住所となっています。何か手続きが必要ですか。

答

平成23年10月から、住民票等の情報を管理する住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」といいます。）から当組合に住所の変更情報が提供されることとなりましたので、当組合への手続きは原則不要です。

ただし、電話番号を変更された場合は、当組合で登録しているデータを変更する必要がありますので、本部（給付課支給係 TEL 03-3261-9846）へご連絡ください。

なお、住所の変更情報は2か月ごとに提供されますが、当組合で登録しているデータの更新には更に時間を要します（具体的には、3月および4月に住所変更された情報は、5月中旬に提供され、6月中旬に当組合のデータに反映される予定です。）。

したがって、当組合から変更前の住所に郵便物を送付することがありますので、郵便局で転送手続きを行ってください。

4 再就職している皆様へ

問 12 再就職先の給料が4月から大幅に減額になりましたが、支給年金額がほとんど増えていないのはなぜですか。また、何か手続きは必要ですか。

答

再就職に伴う年金の一部支給停止額は、保険料の算定の基礎となる標準報酬月額を用いて計算しますが、標準報酬月額は給料が変動してもすぐには改定されません。日本年金機構から標準報酬月額の情報が出組合に提供されるので、受給者本人が出組合に手続きする必要はありません。

なお、標準報酬月額がいつからいくらになるかは、改定の手続きを行う勤務先にご確認ください。

厚生年金保険の標準報酬月額は、原則、毎年4～6月までの報酬月額の平均を基に、その年の9月から翌年の8月までの額が決定（定時決定）されます。

しかし、基本給等の固定給が変動した場合、変動した月から3か月間の報酬の平均を標準報酬月額の等級（1～31等級）に当てはめた結果、従前より2等級以上変動していれば、4か月目から標準報酬月額が改定される特例（随時改定）があります。

あなたの場合、4月に再就職先の給料が減額となっていますので、4～6月分の報酬の平均による標準報酬月額の等級が2等級以上変動していれば、7月から標準報酬月額が改定されることとなります。

なお、年金の一部支給停止は、標準報酬月額が改定された月分から変更されることとなります。

そのため、7月に改定となった標準報酬月額は7月分からの一部支給停止額の計算に影響しますが、6・7月分の年金が支払われる8月期に日本年金機構からの情報提供が間に合わない場合、9月期以降に7月分の年金に遡及して一部支給停止額が変更されることとなります。

＜標準報酬月額表＞

(単位：円)

等級	標準報酬月額	報酬月額	等級	標準報酬月額	報酬月額
1	88,000	93,000未満	16	240,000	230,000以上250,000未満
2	98,000	93,000以上101,000未満	17	260,000	250,000以上270,000未満
3	104,000	101,000以上107,000未満	18	280,000	270,000以上290,000未満
4	110,000	107,000以上114,000未満	19	300,000	290,000以上310,000未満
5	118,000	114,000以上122,000未満	20	320,000	310,000以上330,000未満
6	126,000	122,000以上130,000未満	21	340,000	330,000以上350,000未満
7	134,000	130,000以上138,000未満	22	360,000	350,000以上370,000未満
8	142,000	138,000以上146,000未満	23	380,000	370,000以上395,000未満
9	150,000	146,000以上155,000未満	24	410,000	395,000以上425,000未満
10	160,000	155,000以上165,000未満	25	440,000	425,000以上455,000未満
11	170,000	165,000以上175,000未満	26	470,000	455,000以上485,000未満
12	180,000	175,000以上185,000未満	27	500,000	485,000以上515,000未満
13	190,000	185,000以上195,000未満	28	530,000	515,000以上545,000未満
14	200,000	195,000以上210,000未満	29	560,000	545,000以上575,000未満
15	220,000	210,000以上230,000未満	30	590,000	575,000以上605,000未満
			31	620,000	605,000以上

(参考)

6月に支給された標準賞与額については、6月分からの停止計算に影響しますが、6、7月分の年金が支払われる8月期には情報交換が間に合わないため、昨年6月標準賞与額で停止計算を行い、本年6月の標準賞与額の情報を受理後、9月期か10月期に遡及して年金の一部支給停止額が変更されることになります。

問 13 現在、私は再就職しているため、年金の支給が停止されています。近々退職する予定ですが、年金の支給を再開してもらうために何か手続きは必要ですか。

答

勤務先で厚生年金保険に加入していた場合、勤務先から退職（資格喪失）に係る届出が年金事務所に提出され、日本年金機構から当該情報が当組合に提供されますので、当組合への手続きは不要です。

再就職していることにより年金の支給が停止されている方は、退職に伴い支給が再開することとなりますが、当組合に退職の情報が反映されるまでに時間を要する場合があります。この場合、後日退職時に遡って支給額を計算し、年金をお支払いさせていただきますこととなります。

5 雇用保険法の給付を受けられる皆様へ

問 14 基本手当を受ける場合、年金が支給停止となると聞きましたが、どのくらい停止されるのですか。

答

支給停止となる額は、老齢厚生年金の場合は全額（経過的職域加算額は支給されません。）、退職共済年金の場合は職域年金相当部分の額を除いた額となります。

65 歳未満で老齢厚生年金（退職共済年金）の受給者が、雇用保険法の規定による基本手当を受給するために求職の申込みをしたときは、その額にかかわらず、求職の申込みがあった日の属する月の翌月から次の（１）又は（２）のいずれかに該当するまでの間、年金の一部支給停止を行います。

（１）基本手当の受給期間が経過したとき

（２）基本手当の所定給付日数に相当する分の支給を受け終わったとき

なお、ハローワークに求職の申込みをする場合は、「老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届」の提出が必要となりますので、本部（給付課調査係 TEL 03-3261-9846）へご連絡ください。

問 15 基本手当の額は少額なのですが、それでも年金は支給停止になりますか。

答

基本手当の額にかかわらず、基本手当の受給期間に応じて、年金の支給停止を行うこととなります。

雇用保険法の規定による基本手当を１日でも受給した月があると、求職の申込みがあった日の属する月の翌月以降、基本手当の受給期間が経過した日、または、基本手当の所定給付日数の支給が終了した日の属する月のいずれか早い月まで、老齢厚生年金の場合は全額支給停止（経過的職域加算額は支給）となり、退職共済年金の場合は職域年金相当部分の額を除いた額が支給停止となります。

問 16 現在、65 歳以上ですが、基本手当を受けると、年金が支給停止となりますか。

答

65 歳以上の方が受給する本来支給の老齢厚生年金については、雇用保険法の規定による基本手当との調整の規定がないため、年金の支給停止はありません。

なお、65 歳以上の方が受給する退職共済年金も同様に年金の支給停止はありません。

問 17 64 歳で再就職先を退職しましたが、基本手当と年金を同時に受ける方法はないですか。

答

65 歳未満の場合は同時に受けることはできません。

ただし、基本手当と年金の調整は、求職の申込みをした日の属する月の翌月から始まることから、65 歳到達月に求職の申込みをされた場合は、基本手当と年金を同時に受けることは可能となります。

65 歳になるまでの特別支給の老齢厚生年金（退職共済年金）と雇用保険法の規定による基本手当は、法律の規定により同時には受けられないため、基本手当の受給期間に応じて、年金の支給停止を行うこととなります。

これは、当組合だけではなく、日本年金機構等、他の機関においても同様の取扱となっております。

また、65 歳未満の方が、基本手当を受給中に老齢厚生年金の受給権を取得した時も、同様に年金の支給停止を行うこととなります。

求職の申込みをする前に、基本手当の額を試算し、老齢厚生年金（退職共済年金）の額（日本年金機構や私立学校等の老齢厚生年金もある場合は合計額）と比較のうえ、十分に検討してください。

問 18 高年齢雇用継続給付を受ける場合、年金の支給停止に該当しますか。

答

老齢厚生年金（退職共済年金）を受けている方が、同時に高年齢雇用継続給付（※）を受けるときは、以下のすべての事由に該当する場合に、お勤めされている間の年金の支給停止（在職支給停止）に加えて、年金の一部が停止される場合があります。

なお、停止額は最高で標準報酬月額の6%相当額となります。

- ・ 65歳未満の特別支給の老齢厚生年金（退職共済年金）の受給権者である。
- ・ 厚生年金保険被保険者として在職中である。
- ・ 雇用保険法の規定による高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）を受給中である。

※ 高年齢雇用継続給付とは、雇用保険の加入期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者に対して、60歳以降の賃金が60歳到達時の75%未満となった方を対象に支給されるものです。